

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																				
<p>第1条～第20条 (略) (主要な屋外への出口)</p>	<p>第1条～第20条 (略) (主要な屋外への出口)</p>																				
<p>第21条 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋（以下この条において「共同住宅等」という。）の用途に供する建築物の避難階における主要な屋外への出口（屋外階段を含む。以下この節において「出口等」という。）は、道路に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、安全上支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>第21条 共同住宅、寄宿舎、下宿又は長屋（以下この条において「共同住宅等」という。）の用途に供する建築物の避難階における主要な屋外への出口（屋外階段を含む。以下この節において「出口等」という。）は、道路に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、安全上支障がない場合は、この限りでない。</p>																				
<p>(1) 出口等の前面に道路に避難上有効に通ずる敷地内の通路で、その通路に面して出口等を有する共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計に応じ、次の表に定める幅員以上のものを設けた場合</p>	<p>(1) 出口等の前面に道路に避難上有効に通ずる敷地内の通路で、その通路に面して出口等を有する共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計に応じ、次の表に定める幅員以上のものを設けた場合</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 710 846 754">共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計</th> <th data-bbox="855 710 1066 754">幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 761 846 1074">200平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="855 761 1066 1074">1.5メートル(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物にあつては、90センチメートル)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1080 846 1166">200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="855 1080 1066 1166">2.0メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1173 846 1259">300平方メートルを超え、600平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="855 1173 1066 1259">2.5メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1265 846 1305">600平方メートルを超えるもの</td> <td data-bbox="855 1265 1066 1305">3.0メートル</td> </tr> </tbody> </table>	共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計	幅員	200平方メートル以内のもの	1.5メートル(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物にあつては、90センチメートル)	200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	2.0メートル	300平方メートルを超え、600平方メートル以内のもの	2.5メートル	600平方メートルを超えるもの	3.0メートル	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 710 1845 754">共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計</th> <th data-bbox="1854 710 2065 754">幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 761 1845 1074">200平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="1854 761 2065 1074">1.5メートル(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物にあつては、90センチメートル)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1080 1845 1166">200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="1854 1080 2065 1166">2.0メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1173 1845 1259">300平方メートルを超え、600平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="1854 1173 2065 1259">2.5メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1265 1845 1305">600平方メートルを超えるもの</td> <td data-bbox="1854 1265 2065 1305">3.0メートル</td> </tr> </tbody> </table>	共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計	幅員	200平方メートル以内のもの	1.5メートル(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物にあつては、90センチメートル)	200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	2.0メートル	300平方メートルを超え、600平方メートル以内のもの	2.5メートル	600平方メートルを超えるもの	3.0メートル
共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計	幅員																				
200平方メートル以内のもの	1.5メートル(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物にあつては、90センチメートル)																				
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	2.0メートル																				
300平方メートルを超え、600平方メートル以内のもの	2.5メートル																				
600平方メートルを超えるもの	3.0メートル																				
共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計	幅員																				
200平方メートル以内のもの	1.5メートル(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物にあつては、90センチメートル)																				
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	2.0メートル																				
300平方メートルを超え、600平方メートル以内のもの	2.5メートル																				
600平方メートルを超えるもの	3.0メートル																				
<p>(2) 耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物 <u>(令第107条各号又は第108条の4第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合するものに限る。)</u> で、出口等の前面に道路に避難上有効に通ずる幅員1.5</p>	<p>(2) 耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物 <u>(令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。)</u> で、出口等の前面に道路に避難上有効に通ずる幅員1.5メートル以上の敷地内の通路を設け</p>																				

改正後	改正前
<p>メートル以上の敷地内の通路を設けた場合 (3) (略) 第22条～第29条 (略) (構造) 第30条 ホテル等の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートル以上のものは、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物 <u>(令第107条各号又は第108条の4第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合するものに限る。)</u> としなければならない。</p> <p>2 3階以上の階を簡易宿所の用途に供する建築物は、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物 <u>(令第107条各号又は第108条の4第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合するものに限る。)</u> としなければならない。ただし、階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のもの(令第110条の5に定める基準に適合する警報設備を設けたものに限る。)については、この限りでない。</p> <p>3～6 (略) 第31条 (略) (棚状寝所を有するホテル、旅館及び簡易宿所の構造) 第32条 ホテル、旅館及び簡易宿所の用途に供する建築物において棚状寝所を有する宿泊室の床面積の合計が150平方メートルを超えるものは、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物 <u>(令第107条各号又は第108条の4第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合するものに限る。)</u> としなければならない。</p> <p>2 (略) 第33条～第46条 (略) (構造) 第47条 興行場等の用途に供する建築物の客用の階段は、次に定める構造としなければならない。</p>	<p>た場合 (3) (略) 第22条～第29条 (略) (構造) 第30条 ホテル等の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートル以上のものは、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物 <u>(令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。)</u> としなければならない。</p> <p>2 3階以上の階を簡易宿所の用途に供する建築物は、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物 <u>(令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。)</u> としなければならない。ただし、階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のもの(令第110条の5に定める基準に適合する警報設備を設けたものに限る。)については、この限りでない。</p> <p>3～6 (略) 第31条 (略) (棚状寝所を有するホテル、旅館及び簡易宿所の構造) 第32条 ホテル、旅館及び簡易宿所の用途に供する建築物において棚状寝所を有する宿泊室の床面積の合計が150平方メートルを超えるものは、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物 <u>(令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。)</u> としなければならない。</p> <p>2 (略) 第33条～第46条 (略) (構造) 第47条 興行場等の用途に供する建築物の客用の階段は、次に定める構造としなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 各階における客用の階段の幅は、1.4メートル以上とし、その幅の合計は、その直上階以上の階（地階にあっては、当該階以下の階）のうちその階段に通ずる客席の床面積が最大の階における客席の床面積の合計10平方メートルにつき17センチメートルの割合で計算した数値以上であること。ただし、客席のいすが床に固定されている場合における当該幅の合計は、そのいす（長いすにあっては、その長いすの幅を40センチメートルで除した数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）を1席とする。）の席数の合計に0.8センチメートルを乗じて得た数値以上とすることができる。</p> <p>(2) 回り段を設けないこと。</p> <p>(3) 次項の規定により屋上広場を設けた場合にあつては、客席を有する当該階及び屋上広場に通ずる2以上の直通階段を設けること。</p> <p>(4) 主階が避難階以外の階にある興行場等の客用の階段は、これを令第123条の規定による避難階段又は特別避難階段とすること。</p> <p>2 主階を5階以上の階に設ける興行場等の用途に供する建築物で、その5階以上の階の客席の床面積の合計が200平方メートルを超えるものについては、次に定める屋上広場を設けなければならない。</p> <p>(1) 屋上広場の面積は、5階以上の階のうち床面積（興行場等の用途に供する部分に限る。）が最大の階における床面積の4分の1以上とすること。</p> <p>(2) 屋上広場には、避難上障害となるような工作物、建築設備その他これらに類するものを設けないこと。</p> <p>3 観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するものの用途に供する建築物で、その用途に供する主階が避難階以外の階にあるものについては、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物（<u>令第107条各号又は第108条の4第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合するものに限る。</u>）としなければならない。ただし、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものについては、この限りでない。</p>	<p>(1) 各階における客用の階段の幅は、1.4メートル以上とし、その幅の合計は、その直上階以上の階（地階にあっては、当該階以下の階）のうちその階段に通ずる客席の床面積が最大の階における客席の床面積の合計10平方メートルにつき17センチメートルの割合で計算した数値以上であること。ただし、客席のいすが床に固定されている場合における当該幅の合計は、そのいす（長いすにあっては、その長いすの幅を40センチメートルで除した数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）を1席とする。）の席数の合計に0.8センチメートルを乗じて得た数値以上とすることができる。</p> <p>(2) 回り段を設けないこと。</p> <p>(3) 次項の規定により屋上広場を設けた場合にあつては、客席を有する当該階及び屋上広場に通ずる2以上の直通階段を設けること。</p> <p>(4) 主階が避難階以外の階にある興行場等の客用の階段は、これを令第123条の規定による避難階段又は特別避難階段とすること。</p> <p>2 主階を5階以上の階に設ける興行場等の用途に供する建築物で、その5階以上の階の客席の床面積の合計が200平方メートルを超えるものについては、次に定める屋上広場を設けなければならない。</p> <p>(1) 屋上広場の面積は、5階以上の階のうち床面積（興行場等の用途に供する部分に限る。）が最大の階における床面積の4分の1以上とすること。</p> <p>(2) 屋上広場には、避難上障害となるような工作物、建築設備その他これらに類するものを設けないこと。</p> <p>3 観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するものの用途に供する建築物で、その用途に供する主階が避難階以外の階にあるものについては、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物（<u>令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。</u>）としなければならない。ただし、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものについては、この限りでない。</p>

改正後	改正前
<p>4 (略)</p> <p>第48条～第60条 (略)</p> <p>第6章 雑則</p> <p>(建築物の特定主要構造部等に関する制限の特例)</p> <p>第60条の2 令第108条の4第3項の規定に該当する建築物又は同条第4項の規定に該当する建築物及びその防火設備に対する第23条、第29条、第31条第3項、第42条第2項、第46条第1項、第49条、第50条、第55条、第57条又は第58条の規定の適用については、これらの建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造と、当該防火設備の構造は特定防火設備とみなす。</p> <p>第61条～第65条 (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>第48条～第60条 (略)</p> <p>第6章 雑則</p> <p>(建築物の主要構造部等に関する制限の特例)</p> <p>第60条の2 令第108条の3第3項の規定に該当する建築物又は同条第4項の規定に該当する建築物及びその防火設備に対する第23条、第29条、第31条第3項、第42条第2項、第46条第1項、第49条、第50条、第55条、第57条又は第58条の規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、当該防火設備の構造は特定防火設備とみなす。</p> <p>第61条～第65条 (略)</p>